宣言手続きの流れ

	取り組み事業所	本会（三重県社協）	三重県
申請～証明	申請書・確認書類提出	申請書類の確認 ※毎月20日に締め切り、内容の確認を実施	申請内容確認・認定・証明
	証明書及びロゴマーク入りステッカー掲示	証明書及びロゴマーク入りステッカー発送（注1）	証明書の発行
取組期間	具体的な取組を実施	宣言内容の公開	ホームページでの情報開示
取組結果（状況）報告	宣言日から1年後、2年後における取組結果（状況）の報告	報告書の確認	報告書の認定
		報告内容の公開	
取消	宣言取消の申出書（注2）	申出書の確認	申出書内容確認・宣言取消

（注1）ロゴマーク入りステッカーの種類について

【グリーン】宣言日から２年

【シルバー】３年から４年

【ゴールド】５年以上

（注2）宣言の取消について

「働きやすい介護職場応援制度実施要綱」第16条第1項に該当すると認められる場合には、宣言の取り消しを行う。
取り消しの内容が改善された場合、県の判断により取り消しの解除を行う。

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552　三重県津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館2F）

お問い合わせ先

三重県福祉人材センター
みえ働きやすい介護職場取組宣言

TEL 059-227-5160（平日9:00～17:00）

FAX 059-222-0170　MAIL hatarakiyasui@miewel.or.jp

「みえ働きやすい介護職場取組宣言」
宣言事業所を募集しています！

社会福祉法人三重県社会福祉協議会

※本事業は三重県から委託を受けて実施しています

働きやすい職場づくりに取り組む介護事業所を応援します。

みえ働きやすい介護職場取組宣言とは

本制度は、介護職員の確保・定着および介護サービスの質の向上に繋げるため、職場環境の改善に積極的に取り組むことを宣言する介護事業所を**「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」**として三重県が証明し、その取組内容を公表する制度です。

宣言要件

申請にあたり、以下の3つの要件を全て満たしていることが必要です。

①介護保険法などの事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること。

②労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

③宣言に取り組むことに関して、従業者とともに事業所内で協議したうえで、具体的な取組内容や目標についての合意形成が図られていること。

宣言事業所へのサポート等

- 三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する就職フェアにおいてブースを優先的に配置できます。
- 人材の採用・育成・定着等に関するアドバイザー及び研修講師の派遣を活用できます。
- 三重県及び「みえ働きやすい介護職場取組宣言」のホームページで、宣言事業所として取組内容を一般に向けて公表します。
- 本会が実施するイベント等で、宣言事業所の取り組みなどを周知します。
- 宣言事業所の取組紹介として、取組紹介集・メッセージ動画を作成します。
- 職員全員の合意のもと、職場全体で取り組むことによって、職員一人ひとりの意識の向上が図られ、サービスの質の向上や職員の定着に繋がります。

申請書類のダウンロードについてはこちら

みえ働きやすい介護職場取組宣言 検索

https://www.miewel-1.com/sengen/

【宣言の有効期間】 有効期間は宣言日から2年間

宣言取組内容

事業所が取り組む内容は以下の3つの「**取組項目**」毎に、それぞれ2つ以上の「**取組内容**」の実施が必要です。
「取組内容」は、既に取り組んでおり今後も継続するもの、及びこれから新たに取り組んでいくものを対象とします。

取組項目 人材育成とキャリアアップ支援の取組

社会福祉法人あやまユートピア
身体拘束の勉強会の様子

取組内容
- 人材育成計画の策定及び実施
- OJT の実施
- 能力向上・資格取得への支援
- 人材育成を目的とした面談の実施
- キャリアパス制度の導入
- その他（上記以外）

取組項目 職員の処遇改善と職場環境の改善のための取組

社会福祉法人三重ベタニヤ
事業所内保育園の様子

取組内容
- 賃金水準の向上、昇給制度の導入
- 休暇の積極的な取得に向けた取組の実施
- 労働時間短縮に向けた取組の実施
- 業務負担の軽減に向けた取組の実施
- 福利厚生制度の充実
- 魅力ある職場づくりのための取組の実施
- その他（上記以外）

取組項目 サービスの質の向上と職場のイメージアップに向けた取組

社会福祉法人弘仁会
秋の「絆まつり」の様子

取組内容
- 事業所の運営理念・方針の周知
- みえ福祉第三者評価の積極的な受審
- 利用者・家族向け説明会の開催
- サービス提供状況の公表
- 地域貢献活動、地域交流事業の実施
- ボランティアや実習生等の受入
- その他（上記以外）

【よくあるご質問】

Q1 申請締切はありますか?

A1 随時募集を行っていますが、毎月20日に締切を行います。

Q2 宣言事業所の対象はありますか? また法人本部が県外に設置されている場合も申請することは可能ですか?

A2 申請対象は、三重県内に所在する介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所または施設とし、法人の所在地は県外であっても構いません。

Q3 取組期間中に当初の目標を達成できそうにない場合、取組期間の延長は可能ですか?

A3 取組期間の延長は出来ません。
取組期間終了時に現状での取組結果報告書を提出し、当初の宣言を終了させる必要があります。
引き続き、当初の目標の達成に向けて取り組みを行う場合には、有効期間満了日の3ヵ月前までに改めて宣言の申請をしてください。